

カジノ解禁法案に反対する会長声明

全国青年司法書士協議会

会長 梅垣 晃一

(公印省略)

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5F

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2800名で構成し、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、長年にわたり、ギャンブル依存症者を含む様々な多重債務者に対する支援に取り組んできた立場から、今般、国会に上程されている議員立法「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆるカジノ解禁法案）の審議状況及びその内容に対して重大な懸念を表し、次のとおり会長声明を発する。

声明の趣旨

カジノ解禁法案に、反対する。

声明の理由

1. 調査や検討が尽くされておらず、審議の前提を欠く。

今臨時国会で審議中のカジノ解禁法案（正式名称は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案。以下、「本法案」という。）は、刑法により禁止されている賭博行為につき、民間の大型複合施設内にカジノ施設を設けることで例外的に合法化することを企図するものである。これは、すでに存在している公営のギャンブル（競馬、競輪、競艇、オートレース）とは異なり、民間で行われる賭博行為について日本の歴史上初めて合法化しようとするものである。もし本法案が成立すれば、賭博行為は「社会的な害悪」として公営により管理するか、あるいは、違法なものとして排除しようとしてきた伝統的な日本の社会風土からの大転換が迫られることとなる。

このような重大な法案にもかかわらず、本法案が実質的に審議入りした本年11月30日からわずか数日の審議を経て、12月14日の会期末までに成立させることを前提とする国会審議が強引に押し進められている。新たなギャンブル依存症者の発生、マネーロンダリング（資金洗浄）、反社会的勢力の暗躍、犯罪の増加、教育環境や風俗環境の悪化など、賭博行為の合法化による副作用として国民が懸念する問題は無数に存在している。今国会は、これらについて慎重な、かつ徹底的な調査や検討を尽くそうとは全くしておらず、法案審議の前提を欠いている。

2. 人間の悲劇を前提とする賭博ビジネスを容認することはできない。

ギャンブルは、偶然の事情に自己の財産を賭して行うものであり、労なくして財産を増やすことができるかもしれないという強力な誘因・興奮作用から既存の公営ギャンブルは多数の客を集めており、同時に、多数のギャンブル依存症者を生みだし続けている。当協議会の会員である司法書士は、多くのギャンブル依存症者の抱える多重債務問題の解決支援に日々携わっているものであるが、残念ながら、適切な支援が行き届かずあるいは手遅れとなってしまったため、本人又は家族の財産や身体、時に生命に対する重大な損害や結果に至る事例に繰り返し遭遇している。ギャンブルは、その性質上、少数の勝者（財産を増やす者）のために多数の敗者（財産を失う者）を必ず生じさせる。そして、それは少なからず本人又はその家族の悲劇につながっている。カジノ賭博の合法化により、民間事業者は儲け、一時的に経済効果が生み出されることがあるとしても、それは全て、関わった人間の悲劇や苦しみを前提としているものである。ギャンブル依存症者や多重債務者の支援に携わる私たちの立場からは、日本社会に必要とされているものは、既にある多数の公営ギャンブルあるいは遊技とされている膨大な数のパチンコ・スロット等に対する適切な規制及びそれらの依存症者に対する支援の拡充であることは明確であり、新たにカジノ賭博を容認し国民の射幸心をあおっていくことではない。関わった者やその家族の財産を食い物とし、人間の悲劇を前提とするカジノ賭博ビジネスを決して容認することはできない。

以上のとおり、本法案は、今国会での審議の前提を欠いており、その内容も決して容認されるべきものではない。次世代を担う子供たちに対し、どのような日本社会を贈り、伝えていくべきかという視点に立ち返って考えるならば、本法案に反対すべきことは明らかである。そこで、今国会における拙速な法案審議により、日本社会に不可逆的な損害がもたらされることがないように、当協議会は、緊急に本声明を発するものである。